

設計等委託契約約款の一部改正について

改正民法への対応等のため、葛飾区の設計等委託契約約款を改正します。

1 施行日と適用案件

施行日：令和2年4月1日

適用：施行日以降に契約締結する案件

2 主な改正内容

(1) かし担保責任について

- ① 「かし」という用語を「種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（契約不適合）」に改めました。
- ② 契約不適合があった場合の発注者（区）の権利として、現行のかし担保に対する補修の請求と同様に、履行の追完請求権を規定しました。また、新たに履行の追完がされない場合の代金の減額請求権等を規定しました。
- ③ 契約不適合責任の期間については、現行と同様に引き渡しを受けた日から2年となります。責任期間内に契約不適合を発見した旨を通知したときは、当該通知から1年以内に請求を行うことで、当該期間内に請求したものとみなすこととしました。
- ④ 契約不適合が受注者の故意又は重過失によるものであるときは、民法の定めるところによること等を規定しました。

(2) 契約解除について

- ① 発注者、受注者それぞれの解除権について、催告を要するもの、催告が不要なものを分類し、区の同意を得ない債権譲渡を行った場合や、受注者が履行を拒絶する意思を示した場合等、新たな解除事由について規定しました。
- ② 不履行の内容が軽微な場合は、解除ができないこととしました。

(3) 損害賠償請求について

発注者の損害賠償請求権について、現行のかし担保責任があった場合と同様に、契約不適合があるときは請求ができることとし、また、受注者が債務の本旨に従った履行をしないとき等を新たに規定しました。

(4) 契約保証について

契約保証金の納付に代わる保険会社との間の履行保証保険契約及び保証事業会社の保証については、契約の解除が破産法の規定による破産管財人、会社更生法の規定による管財人又は民事再生法の規定による再生債務者によりなされた場合についても保証されるものでなければならないこととし

ました。

(5) その他

これまで、受注者に排除措置命令又は課徴金納付命令があった場合を契約解除の対象としてきましたが、これらの命令の対象とならない違反業者であっても契約解除の対象とすることとし、併せて、損害賠償請求の対象とすることとしました。